

愛媛労働局発表
平成29年5月29日

【照会先】

愛媛労働局総務部労働保険徴収室
室長 瀬野 真司
室長補佐 高須賀 哲一
(電話) 089(935)5202

報道関係者 各位

平成29年度「労働保険の年度更新」が始まります

～ 愛媛労働局管内の16会場で年度更新申告書受付会を開催 ～

平成29年6月1日(木)から「労働保険の年度更新」が全国一斉に始まります。

労働保険とは労災保険と雇用保険を総称した名称です。

労災保険は、労働者の業務上の災害や通勤途上の災害に迅速に対処して必要な保険給付を行う制度であり、また、雇用保険は、労働者が失業した場合に生活の安定を図るとともに再就職の促進を図るために必要な給付を行う制度です。

労働保険の保険料は、その年度における申告の際に概算で申告・納付し、翌年度の申告の際に確定申告の上、精算することとされており、事業主には、前年度の確定保険料と当年度の概算保険料を併せて申告・納付していただくこととなります。これを「年度更新」といい、法定の申告期間内に、労働基準監督署、労働局、金融機関等で手続きを行っていただくこととなっております。

現在、愛媛労働局管内には約38,000の労働保険の適用事業場があり、これらの事業場に対し、提出期限の平成29年7月10日(月)までに適正申告及び適正納付を促すことが、労働行政の運営において重要となっております。

愛媛労働局は、労働保険年度更新申告書受付会を管内の16会場で開催します。

詳細は別添1の「労働保険年度更新申告書受付会開催のお知らせ」をご覧ください。

なお、事業主の皆さまからお支払いいただいた労働保険料の用途については、別添2の「労災・雇用保険制度周知用リーフレット」をご覧ください。

